

## 公立大学法人公立鳥取環境大学役員規程

平成24年4月1日  
鳥取環境大学規程第3号

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学(以下「法人」という。)の役員の責務、任期その他役員に関し必要な事項を定める。

### (責務)

第2条 役員は、法人の使命とその業務の公共性を自覚し、法人の発展のために職務に精励しなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

### (役員 of 忠実義務)

第2条の2 役員は、その業務について、地方独立行政法人法(平成15年法第118号。以下「法」という。)、他の法令、鳥取県及び鳥取市の条例及び規則並びに定款、法、他の法令又は鳥取県及び鳥取市の条例に基づいてする鳥取県知事及び鳥取市長の処分並びに法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

### (報告義務)

第2条の3 役員(監事を除く。)は、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

### (損害賠償責任)

第2条の4 役員は、その任務を怠ったときは、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、鳥取県知事及び鳥取市長の承認がなければ、免除することができない。

### (副理事長及び理事の職務)

第3条 副理事長及び理事の職務は次のとおりとし、その分担は理事長が定める。

- (1) 総務
- (2) 経営・評価
- (3) その他理事長が特に命じる事項

### (副理事長及び理事の任期)

第4条 副理事長及び理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日までとする。

2 補欠の副理事長及び理事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 理事長が欠員となったときの副理事長及び理事の任期の末日は、前2項の規定にかかわらず、後任の理事長が任命される日の前日とする。

(職務代理の順序)

第5条 定款第10条第5項に規定する理事長があらかじめ指定した順序は、常勤の理事、非常勤の理事の順序とする。

2 非常勤の理事の順序は、理事の任命の際に理事長が示すものとする。

(役員への服務)

第6条 役員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(勤務時間、休日および休暇)

第7条 常勤の役員の勤務時間、休日および休暇については、公立大学法人公立鳥取環境大学職員就業規則に準ずる。

(出張および旅費)

第8条 理事長は、職務上必要がある場合は、役員に出張を命ずることができる。

2 役員が出張を命ぜられた場合の旅費については、公立大学法人公立鳥取環境大学旅費規程に基づき支給する。

(副理事長及び理事の懲戒)

第9条 理事長は、副理事長及び理事がこの規程に違反したとき、又は役員としてふさわしくない非行があると認めるときは、当該副理事長及び理事を懲戒処分することができる。

(役員への解任)

第10条 役員は、法第16条に規定する役員となることができない者に該当するに至ったとき又は法第17条第2項若しくは第3項の規定に該当すると認められるときは、解任されるものとする。

(弁明の機会の付与)

第11条 理事長は、法第17条第2項又は第3項の規定により副理事長及び理事を解任しようとするときは、当該副理事長及び理事に弁明の機会を付与しなければならない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、役員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第32号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第18号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。